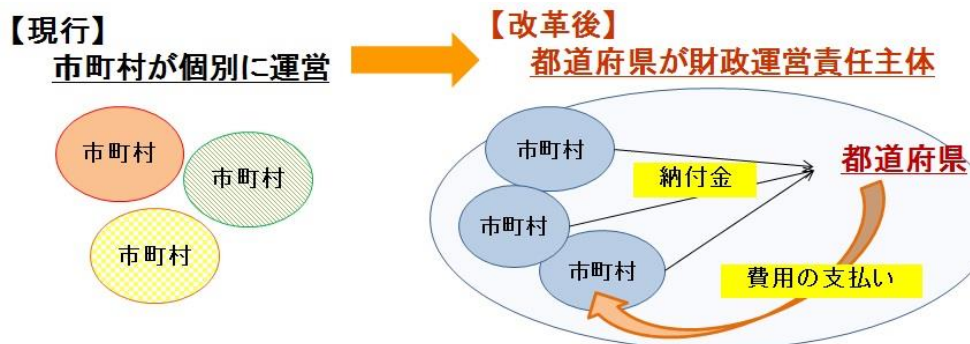


島根県国民健康保険運営協議会の位置付け、役割、審議事項

1 運営協議会設置の背景

- ・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）（以下、「法」という。）により、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険を運営
- ・これに伴い、都道府県は法附則第 7 条及び第 9 条に基づき、平成 30 年度までに国民健康保険運営協議会（以下、「運営協議会」という。）の設置、都道府県国民健康保険運営方針の作成等を行う必要がある。

○国保制度改革イメージ図



2 運営協議会の役割・審議事項

国民健康保険の運営に関する事項の審議

【審議事項】

- ①国民健康保険運営方針策定
- ②国民健康保険事業費納付金の徴収
- ③その他重要事項

(参考) 関係法令

○国民健康保険法（抜粋）（H30. 4. 1 施行分）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、…（略）…国民健康保険事業費納付金の徴収、…（略）…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険の運営に関する協議会を置く。

○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（抜粋）
附 則

第 7 条 都道府県は、施行日の前日までに…（略）…都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。